

「令和4年11月24日健康福祉委員会資料（病院局関係）」

2 所管事務の調査（報告）

（5）会計検査院の指摘に伴う川崎病院の診療費等に係る消費税相当額の返還についての訂正について

1 報告した内容と訂正の内容

（1）報告した内容

4 今後の対応

（1）消費税の更正の請求

消費税相当額の返還に伴い、税務署に必要手続きを確認し、既に申告納税している令和2年度及び令和3年度の消費税について更正の請求を行う。請求が認められた場合には、還付を受けることとなる（150万円程度と試算）。

（2）再発防止の取組

このような診療の取扱いについては、消費税法等関係法令を十分に確認し、相手方とも情報共有した上で、適切に執行するように周知徹底する。

（2）訂正の内容

4 今後の対応

再発防止の取組として、このような診療の取扱いについては、消費税法等関係法令を十分に確認し、相手方とも情報共有した上で、適切に執行するように周知徹底する。

会計検査院の指摘に伴う川崎病院の診療費等に係る消費税相当額の返還について

1 新型コロナウイルス感染症患者の診療費等の負担の概要

検疫所は、検疫法等に基づき、入国者に対して新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち隔離が必要と判断した者について、感染症指定医療機関等に検査・治療を委託し、その診療費等を支払っている。

川崎病院では、令和2年度及び令和3年度において、東京検疫所からの依頼により、当該患者を受け入れ、検査・治療を行っており、患者退院後に東京検疫所と診療内容及び金額を確認した上で、診療報酬明細書等により請求し、診療費等を受領している。その診療費等には役務の提供に該当していることから診療報酬に消費税相当額を加えていた。

2 会計検査院の指摘

会計検査院から、検疫法に基づく入院に係る医療は消費税（地方消費税含む。）を課さない取引と消費税法に定められているため、東京検疫所から川崎病院を含む4医療機関への支払いは、消費税相当額分が過大であったと、東京検疫所が指摘を受けた。

3 返還について

現時点では請求されていないが、東京検疫所から請求があり次第、川崎市病院事業会計としては、過年度の支出となるので、予算科目「特別損失」の「その他過年度損益修正損」から返還額を支払うこととなる。

【返還額内訳】

	診療報酬明細書の数(人数)	受領額	診療報酬の額	返還額
令和2年度	20件(18人)	16,226,700円	14,751,902円	1,474,798円
令和3年度	22件(13人)	13,305,560円	12,096,334円	1,209,226円
計	42件(31人)	29,532,260円	26,848,236円	2,684,024円

4 今後の対応

再発防止の取組として、このような診療の取扱いについては、消費税法等関係法令を十分に確認し、相手方とも情報共有した上で、適切に執行するように周知徹底する。